

国海内第325号  
令和4年3月29日

各地方運輸局海事振興部長 殿  
北陸信越運輸局海事部長 殿  
神戸運輸監理部海事振興部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

海事局内航課長  
(公印省略)

「内航海運業法施行規則等運用方針（平成17年3月15日 国海貨第65号）」の  
一部改正について

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）により、令和4年4月より施行される改正後の内航海運業法（昭和27年法律第151号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、別紙のとおり一部を改正したので、適切に運用されたい。

## 内航海運業法施行規則等運用方針（平成 17 年 3 月 15 日 国海貨第 65 号）

内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）（以下「法」という。）、内航海運業法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 42 号）（以下「則」という。）及び内航海運業報告規則（平成 17 年国土交通省令第 2 号）の運用については、次によるものとする。

### 〔 1 〕 定義（法第 2 条）

#### 1. 内航運送の定義（法第 2 条第 1 項）

法において「内航運送」とは、「次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であって、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項の漁船

と定義されているところ、内航運送として取り扱うもの又は取り扱わないものについては、次のとおりとする。

イ 次の船舶を使用して運送を行う場合は、内航運送として取り扱わないこととする。

(1) 物品を単に廃棄することを目的とした運送のみに従事する船舶。

ただし、埋立地（公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項により免許を受けた埋立ての区域及び同法第 1 条第 3 項に掲げる法律又は同項に基づく政令による埋立ての区域をいう。）への物品の投廃棄は「単に廃棄する」には該当しない。

(2) 油送船以外の船舶であって同一港内のみを運航するもの等、港湾運送事業法施行規則（昭和 34 年 10 月 1 日運輸省令第 46 号）第 2 条第 1 号の運送をするもの。

なお、他人の需要に応じて運送を行う場合には、港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）の適用港に限る。）の対象となる。

また、自家用のものについては、法第 23 条の届出も必要としない。

(3) 起重機船、浚渫船、海底電線敷設船、油回収船（流出油を回収する船舶）、オイルフェンス展張船、設標船等、海上作業を目的とする船舶がその本来の目的のために付随的に行う物品の運送をするもの。

ロ 曳船及び押船がはしけ、台船、いかだ、フローター、ケーソン、タンク、起重機船、浚渫船、解撤船等を曳航又は押航する場合はいずれも内航運送として取り扱うこととする。

なお、本船離接岸、水先案内及び海難救助のための曳航又は押航並びに土木建設に使用する作業船等の港内移動のための曳航又は押航は、内航運送として取り扱わないこととする。

#### 2. 内航海運業の定義（法第 2 条第 2 項）

イ 次の事業は、第 2 号に規定する「内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業」として取り扱うこととする。

(1) 運航の委託をする事業。

運航の委託とは、例えば、（社）日本海運集会所制定の運航委託契約書（昭和 16 年制定、平成 18 年改正）に準拠する運航委託契約等船舶の運航を相手方に委託するものをいう。

(2) 信託業者又はリース業者がその事業の一環として行う所有船舶の貸渡しをする事業。

ロ 船舶の貸渡しをする事業を営む者（内航運送をする事業を営んでいる者を除く。）が貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 6 項の貨物利用運送事業のうち内航海運に係わる貨物利用運送事業を兼業する場合は、内航運送をする事業の類似行為であることから、事業実態

に照らして内航運送をする事業に該当する場合には、内航運送をする事業を行うための登録事項の軽微な変更（貸渡先の氏名の変更（内航海運業者への貸渡しを解除し自営に変更））の届出が必要であるとともに、安全管理規程の届出義務等が生じるので、その業の実態に対応する手続きを行うよう指導すること。

ハ 船舶の貸渡しをする事業を営む者（内航運送をする事業を営んでいる者を除く。）が内航海運業者以外（荷主、内航海運に係わる貨物利用運送事業を営む者（以下「内航貨物利用運送事業者」という。））に船舶を貸し渡す行為は、内航運送をする事業の類似行為であることから、事業実態に照らして内航運送をする事業に該当する場合には、内航運送をする事業を行うための登録事項の軽微な変更（貸渡先の氏名の変更（内航海運業者への貸渡しを解除し自営に変更））の届出が必要であるとともに、安全管理規程の届出義務等が生じるので、その業の実態に対応する手続きを行うよう指導すること。

ニ 第3号に規定する「内航運送の用に供される船舶の管理をする事業」については、「船舶管理業の財産的基礎の具体的基準及び申請手続きについて」（令和4年3月28日国海内第323号）に定めるところによるものとする。

## 〔2〕 権限の委任等（則第20条及び第22条）

### 1. 法に規定する登録等の権限者（則第20条）

法に規定する登録等の権限は、則第20条の規定により、法第20条、第21条、第25条、第26条及び第30条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が行うこととされている。また、法第26条に規定する国土交通大臣の職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長も行うことができることとされている。

すなわち、〔3〕以降の法に基づく登録等の職権の権限者は主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長となる。

### 2. 登録申請等の提出先（則第22条）

〔3〕以降の法に基づく登録申請等に必要書類は、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。また、当該書類は、主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所を経由して地方運輸局長に提出することができる。

### 3. 営業所の意義

#### イ 主たる営業所

主たる営業所は、法人にあっては本店を原則とする。個人にあっては、店舗を構えているときは、主として営業活動を行う店舗とし、店舗を構えていないときは当該申請者の住所とする。ただし、既存の個人事業者で、主として取引する内航運送をする事業を営む者又は内航貨物利用運送事業者の主たる営業所をもって代えている者には、現行の主たる営業所とする。

#### ロ 従たる営業所

従たる営業所は、支店、営業所、出張所、代理店等の名称の如何にかかわらず、実質的に当該内航海運業に関する営業活動を行う所をいい、登記の有無を問わない。

## 〔3〕 登録の申請（則第3条）

### 1. 申請書の提出時期

申請書の提出時期については、船舶の建造又は取得前であっても登録申請を行っても差し支えな

い。この場合、5.ロにより建造又は取得後に申請内容の変更がないことを確認すること。

## 2. 申請書の提出部数

申請書は、正副2通（うち1部は事業者控え）を提出させること。

## 3. 申請書、添付する事業計画及び添付書類（則第3条第1項、第4項及び第5項）

### イ 申請書（則第3条第1項）

申請書は申請様式1号（則第2号様式）により作成させること。

なお、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となる船舶（以下「船員育成予定船舶」という。）について、「船舶検査心得の一部改正について」（平成30年8月1日付け国海安第74号）及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて」の一部改正について」（平成30年8月1日付け国海技第127号）に基づき、一部の基準について総トン数500トン未満の船舶と同様の基準が適用されるよう希望する場合は、「総トン数」の欄になお書きとして「船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となる」旨を記載させること。

注1. 従たる営業所が複数ある場合には、申請書の営業所の名称及び位置の従たる営業所の欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請者の事業概要（事業概要様式1号）等に従たる営業所の名称及び位置を記載させ、提出させることにより申請書への記載に代えることができる。

2. 使用する船舶が複数ある場合には、申請書の使用する船舶の名称欄から貸渡先の氏名等の欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、使用船舶の明細（添付様式3号）に使用する船舶の名称、船種、総トン数、長さ、船舶所有者の氏名等、申請者に船舶の貸渡しをした者（船舶所有者以外）の氏名等、申請者に船舶管理を委託等した者（船舶所有者以外）の氏名等及び貸渡先の氏名等を記載させ、提出させることにより申請書への記載に代えることができる。

3. 登録申請者の事業概要を把握するため、事業概要（事業概要様式1号）の作成・提出について申請者に協力要請すること。

4. 船員育成予定船舶に係る登録の申請を受けた地方運輸局等（運輸監理部を含む。以下同じ。）は、本省内航課事業班に当該船舶の出航日前までの間に延滞無く、①船名、②船舶所有者、③総トン数、④船種、⑤船舶の表示、⑥用船形態・用船先、⑦運航開始日・出発港、⑧到着予定日・到着港の情報を共有の上、登録通知書、船員育成予定船舶確認書、船舶検査証書、船舶職員乗組み基準特例許可証、船員育成船舶確認書（全て写しで可）を送付すること。

### ロ 添付する事業計画（則第3条第4項）

イの登録申請を行う場合は、以下の事業計画の添付を要する。なお、(2)の書類は、実際に船員を配乗する者のみ添付すること。

(1) 資金計画（添付様式1号の1（則第3号様式第1面）及び添付様式1号の2（則第3号様式第2面））

(2) 船員配乗計画（添付様式2号（則第4号様式））

(3) 使用船舶の明細（添付様式3号（則第5号様式））

なお、船員育成予定船舶について、「船舶検査心得の一部改正について」（平成30年8月1日付け国海安第74号）及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて」の一部改正について」（平成30年8月1日付け国海技第127号）に基づき、一部の基準について総トン数500トン未満の船舶と同様の基準が適用されるよう希望する場合は、(1)、(2)、「総トン数」の欄になお書きとして「船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となる」旨を記載させること。

- (4) 主として取引しようとする相手方の氏名又は名称及び住所（添付様式4号）
- (5) 他に営業を行っている場合は、当該営業の種類及び概要（添付様式5号）
- (6) 内航貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（添付様式6号（則第6号様式））

ハ 添付書類（則第3条第5項）

イの登録申請を行う場合は、以下の書類の添付を要する。なお、(5)の書類は、実際に船員を配乗する者のみ添付すること。

- (1) 既存の法人が内航海運業の登録申請を行う場合には、以下の書類
  - a 定款及び登記事項証明書（則第3条第5項第1号イ）
  - b 最近の事業年度における貸借対照表（則第3条第5項第1号ロ）
  - c 役員又は社員の名簿（則第3条第5項第1号ハ）
- (2) 法人の設立をしようとする者が内航海運業の登録申請を行う場合は、以下の書類
  - a 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）（則第3条第5項第2号イ）
  - b 発起人又は設立者の名簿（則第3条第5項第2号ロ）
  - c 株式の引受け、出資又は寄附の状況及び見込みを記載した書類（則第3条第5項第2号ハ）（添付様式7号の1、2、3）
- (3) 個人が内航海運業の登録申請を行う場合は、以下の書類
  - a 財産目録（則第3条第5項第3号イ）（添付様式8号）
  - b 戸籍抄本（則第3条第5項第3号ロ）
- (4) 船舶登録事項証明書その他の船舶の所有又は賃借関係を証する書類（則第3条第5項第4号）
  - a 船舶の所有を証する書類として、総トン数20トン以上の船舶にあつては船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写し又は登録事項証明書の写し、総トン数20トン未満の船舶については日本小型船舶検査機構の発行する船舶検査証書の写し又は登録事項証明書の写し
  - b はしけ及び台船については固定資産台帳の写し又は売買契約書の写し 等
  - c 賃借関係を証する書類として、備船契約書の写し

なお、総トン数の測度を行っていないはしけ及び台船については、造船所の証明による図面等（総トン数が記載されているものに限る）をもって総トン数を確認する。図面等がない場合は正常な載貨状態における満載積トンの60%を持って総トン数とするため、鑑定機関又は建造造船所が証明する載貨重量トン鑑定書を添付させること。（以下〔3〕5.ロ、〔4〕1.ロ（1）及び〔5〕1.ロにおいて同じ。）

また、後述8.の用途確認のため、船舶検査証書の写しを添付させることとするが、当該書類をもって船舶の所有を証する書類として差し支えない。但し、船舶検査証書の船舶所有者欄に船舶管理人の記載がある場合においては、船舶の所有を証する書類として船舶検査証書の写しの他、船舶国籍証書の写し若しくは船舶登記簿謄本の写し（20トン未満の場合には小型船舶登録事項証明書の写し等）を添付させること。

- (5) 船員の雇用契約書の写しその他の船員配乗計画の実施のための準備状況を示す書類（則第3条第5項第5号）

船員の雇用契約書の写し、船員の給料明細の写し、船員募集を行っている状況を示す書類、船員派遣契約書の写し、船舶管理契約書の写し等をいう。

ニ ロ及びハの事業計画及び添付書類のうち、審査対象となるものは、ロ(1)及び(2)並びにハ(1)c、(2)b、(4)及び(5)であり、これら以外のものは必要に応じ参照することとする。なお、船舶の管理をする事業のみに係る申請にあっては、これらに加えてハ(1)b、(2)c及び(3)aも審査対象となる。(詳しくは「船舶管理業の財産的基礎の具体的基準及び申請手続きについて」(令和4年3月28日国海内第323号)を参照。)

#### 4. 局間連絡

申請書を受理し、登録を行った地方運輸局は、関係局(当該申請に係る船舶の貸渡先又は申請者に船舶の貸渡しをした者又は船舶管理にかかる船舶の所有者及び管理を受託する者の管轄が当該申請書を受理した地方運輸局でない場合の当該貸渡先又は貸渡者を管轄する地方運輸局)のある場合は、関係局へ通知書(通知様式2号)を送付すること(この通知書は例であって、局の判断により簡易にできるとともに、送付方法も局の判断に委ねることとする。)

#### 5. 登録の通知等(法第5条第2項)

イ 申請者が法第6条第1項各号のいずれの事由にも該当しない場合は、登録簿(登録簿様式1号(則第7号様式))に登録するとともに、遅滞無く登録の通知を行うこととする。

登録の通知は、登録の通知書(通知様式1号)の交付又は送付により行うこととする。

なお、法第24条第1項の規定により当該登録に条件を付する場合にあっては、当該通知書中において、様式中括弧書きのとおり、条件を付した旨及び当該条件の内容について記載すること。

ロ 登録を受けた後に申請内容を変更しようとする場合、法第7条第1項の規定による変更登録又は同項ただし書きの規定による軽微な変更の届出が必要となるので、登録の通知をする際には十分に注意を与えること。また、建造予定の船舶等について登録を受けた内容に変更が生じていないかどうかを確認するため、登録後、3.ハ(4)の関係書類を添付のうえ新造船・改造船完成報告(報告様式1号)を提出させること。

ハ 登録の通知の際には、内航海運業法報告規則(平成17年国土交通省令第2号)による定期報告について、その内容・提出期限・罰則について十分な説明を行うこと。

#### ニ 登録の条件(法第24条第1項)

登録に付する条件は、登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課すものでないこと。登録に付した条件は、登録簿の備考欄に記載すること。

なお、この通達の施行の際、船舶の管理をする事業の登録する場合、「船員を雇用・配乗し、当該船員に対する指揮・命令権に基づき、当該船員を通じて船舶の保守及び運航実施管理を行うこと」と条件を附すこと。また、臨時船は使用する時期又は期間が明らかな場合は当該時期又は期間を条件として附し、一年以内に使用する見込みがない場合は変更登録手続(使用船舶の減少)を行わせること。

ホ 船員育成予定船舶について、「船舶検査心得の一部改正について」(平成30年8月1日付け国海安第74号)及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて」の一部改正について」(平成30年8月1日付け国海技第127号)に基づき一部の基準を引き続き総トン数500トン未満の船舶と同様の基準が適用されるよう希望する場合は、日本内航海運組合総連合会発出の証明書(写)を確認のうえ、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となることを確認している旨を記載した確認書(別紙様式1、以下「確認書」という。)を申請者に発出することとする。

また、申請者が船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく船舶の検査申請を行うにあたり

確認書の写しを添付するよう指導すること。

上記に基づいて確認書を発出した船舶について、船舶検査が終了し、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第20条の乗組み基準の特例を受けた際は、遅滞なく申請書（別紙様式2）に船員育成船舶確認書の原本、船舶検査証書の写し及び乗組み基準特例許可書の写しを添付して提出させ、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となったと地方運輸局長が認めた船舶（則第9号様式備考1、以下「船員育成船舶」という。）であることを認めた旨の「船員育成船舶確認書」（別紙様式3）を発出することとする。

#### 6. 登録後の対応

船員育成船舶において、措置以降次回の船舶検査等で船員の育成及び確保に資することを目的として設けられた船員室が、荷室として使用されている等不適切に使用されていたことについて、各地方運輸局等海上安全環境部船舶検査官等から報告があった場合、本省内で検討を行い、地方運輸局等貨物船担当課から当該内航海運業者に対し、検討結果に基づいた指導をすること。

#### 7. 登録の拒否の通知（法第6条第2項）

申請者が法第6条第1項各号のいずれかの事由に該当するため、登録を拒否する場合にあっては、理由を明示したうえで、申請者に通知することとする。

登録の拒否の通知は、登録拒否通知書（通知様式3号）の交付又は送付により行うこととする。

#### 8. 登録簿の作成及び内航船舶表示番号等の指定

イ 登録簿は、登録簿様式1号（則第7号様式）により作成する。登記簿記載事項のうち登録番号は以下のとおりとすること。

登録番号は、次表の管轄行政官庁の記号、内航船であることの表示である「内」及び4桁の1連番号からなるものとし、欠番が生じた場合も補てんしないこととする（平成16年法律第71号による改正前の内航海運業法第3条第1項の許可を受けていた事業者（以下「既存許可事業者」という。）については、許可番号をもって、登録番号とする。なお、既存許可事業者が内航運送業及び内航船舶貸渡業を兼業していた場合には、内航運送業の許可番号をもって、登録番号とする。）。

また、主たる営業所の移転により管轄地方運輸局が変更する場合には、登録番号を新たにし、旧番号は欠番とする。

表

行政官庁	記号
北海道運輸局長	北
東北運輸局長	東
北陸信越運輸局長	新
関東運輸局長	関
中部運輸局長	部

近畿運輸局長	近
神戸運輸監理部長	神
中国運輸局長	中
四国運輸局長	四
九州運輸局長	九
沖縄総合事務局長	沖

(例) 関内 0011 号、九内 2345 号

ロ 内航船舶の表示は、内航船舶表示指定様式 1 号により指定し、登録通知書と同時に交付又は送付すること。

具体的には、登録に係る内航海運業者について、その所有する事業用船舶につき主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が次の例によって記号及び番号を指定するものとする（既存許可事業者については、管轄外に主たる営業所を変更する等登録番号の変更を伴う登録事項の変更が生じるまでは、従前のおりとする。）。

新造船等で船舶番号が付与される前の場合は、指定書の「船舶番号又は指定番号」には、「船舶登録後の船舶番号」と記載し、船舶番号が付与され次第登録申請者から新造船・改造船完成報告（報告様式 1 号）を提出させること。

関	内	2345	A	345678
:	:	:	:	:
記行 号政 官 庁 の	こ内 と航 の船 表で 示あ る	登 録 番 号	の船 記船 号の 種 類	船 船 番 号

#### 備考

- ① 行政官庁の記号は、イ登録番号の表によること。
- ② 船舶の種類記号は、次表の区分により省令第 1 号様式備考 3 (1) に掲げる船種については該当する船種、それ以外の船種については、原則として船舶の構造、積載する積荷等を踏まえ、申請者の申立により指定すること。

記号		船 種	備 考	船舶検査証書上の用途
A	一 般 貨 物 船	一般貨物船	一般貨物船 曳船 船倉を有するはしけ (バージ) 船倉を有しないはしけ (台船)	貨物船 旅客船
B		航路、積荷 (土・砂利)		



		・石材を除く。)等の 限定条件の付された 船舶(以下の各船を除 く。)			
C	特 殊 貨 物 船	セメント専用船			
D		土・砂利・石材専用船	土運船	底開式土運船 側開式土運船 前開式土運船 箱型土運船	砂利運搬船
E			砂利・ガット吸込船 砂利ガット船 砂利吸込船		砂利採取船
L			土・砂利・石材の積荷の 限定条件を付された船舶		
F		自動車専用船		自動車専用船	
G	石灰石専用船				
H	石炭専用船				
J	その他の専用船	コンテナ専用船 ロールオン・ロールオフ船 冷凍物運搬船 生魚運搬船 インゴット船 炭カル船 微粉鉍船 鉍石専用船 コークス専用船等	ばら積み専用船 コンテナ専用船 ロールオン・ロールオフ 貨物船 チップ船 冷凍運搬船		
T	油送船	黒油船、白油船、 ケミカル船等	油タンカー		
S	特殊タンク船		液化ガスばら積船 液体化学薬品ばら積船 引火性液体物質ばら積船 有害性液体物質ばら積船		

注. 各船種に該当するプッシャー又はバージについてもこの分類による。

③ 船舶番号は、船舶法に基づく船舶原簿による番号とするが、その番号が6桁未満であるも

のについては上位に「0」を付して6桁の数字にすること。また、船舶番号のないはしけ、台船等の船舶については下表の区分により地方運輸局毎に一連番号を指定するものとし、欠番が生じた場合も別途通達するまでの間は補てんしないこと。

地方運輸局等	指 定 番 号
北 海 道 運 輸 局	000001 ～ 000399
東 北 運 輸 局	000400 ～ 000699
北 陸 信 越 運 輸 局	000700 ～ 000999
関 東 運 輸 局	001000 ～ 001999
中 部 運 輸 局	002000 ～ 002999
近 畿 運 輸 局	003000 ～ 003999
神 戸 運 輸 監 理 部	004000 ～ 004999
中 国 運 輸 局	005000 ～ 005999
四 国 運 輸 局	006000 ～ 006999
九 州 運 輸 局	007000 ～ 007999
沖 縄 総 合 事 務 局	008000 ～ 008999

#### 〔4〕登録拒否要件（法第6条第1項）

法第6条に規定する登録拒否要件の運用は以下のとおりとする。

##### 1. 船舶の基準（則第5条）

イ 総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶を所有していないとき。（船舶の管理をする事業のみを営む者を除く。）

ロ 所有船舶の基準の運用は以下のとおりとする。

(1) 総トン数の測度を行っていないはしけ及び台船については、正常な載貨状態における満載積トン（載貨重量トン鑑定書に記載された載貨重量トン）の60%をもって総トン数とする。

また、総トン数の測度を行っていない油ばしけについては、1.133 $\text{m}^3$ を1積トンとする。

(2) 基準の船舶を所有しなくなる場合の使用船舶の変更については、現に他の船舶を使用して事業を行っている場合（船舶の管理をする事業のみを営む者を除く。）に限り、「1年以内に基準の船舶を所有すること。」という条件を付したうえで、変更登録を行うこと。なお、当該登録条件に違反した場合には法第17条第1項の規定に基づき登録を取り消すこと。

(3) この通達の施行の際、現に基準の船舶を所有していない既存登録事業者については、通達施行後、1年以内に基準の船舶を所有させること。なお、通達施行後、1年以内に基準の船舶を所有しない場合には、法第17条第1項の規定に基づき登録を取り消すこと。ただし、事業の休止届出書を提出したものを除く。

(4) この通達の施行の際、現に休止中の既存登録事業者については、通達施行後、1年以内に基

準の船舶を所有させ、事業を再開させること。なお、通達施行後、1年以内に基準の船舶を所有し、事業を再開しない場合には、法第17条第1項の規定に基づき登録を取り消すこと。また、現に休止中であって船舶を所有せず船舶の管理をする事業のみを営む者については、通達施行後1年以内に後述2.による変更登録手を完了しない場合は、登録を取り消すこと。

(5) 離島航路事業者等の特例

離島航路においてもっぱら生活物資の運送を行う既存許可事業者、一の特定の者の需要に応じて特定の航路において特定の貨物の運送を行う既存許可事業者及び協業組合オペレーターの既存許可事業者であって、この通達の施行の際、現に基準の船舶を所有していない既存許可事業者については、当分の間（既存許可事業者が事業を廃止するまでの間（事業を承継する場合は含めない。））、なお従前のおりとする。ただし、協業組合オペレーターの既存許可事業者については、使用する船舶が増加する際、協業組合の所有船とするか協業組合が定期備船して自主運航するよう今後も指導すること。

ハ 法第6条第1項第5号の「船舶を有し」の解釈は以下のとおりとする。

- (1) 共有船にあつては、共有者のうち、船舶登記上「船舶管理人」となっている者の所有船とみなす（この通達の施行の際、現に共有の船舶を所有する者のみならず自己所有船については、当分の間（当該船舶について共有関係が継続するまでの間）、なお従前のおりとする。）。
- (2) 信託船は自己所有船とみなす。

2. 財産的基礎の基準（則第5条の2）

改正施行規則第5条の2における「財産及び損益の状況が良好であること」の具体的基準の判断項目については、「船舶管理業の財産的基礎の具体的基準及び申請手続きについて」（令和4年3月28日付け国海内第323号）に定めるところによるものとする。

3. 事業計画の基準（則第6条）

以下の基準に適合していないとき。

イ 資金計画が次に掲げる費用及び借入金を勘案して適切に定められているものであること。

- (1) 船舶安全法の規定による船舶検査に要する費用
- (2) 船員の労働関係に関する法令の規定による船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備に要する費用
- (3) 船舶の建造又は改造のため必要な資金を借り入れた場合は、当該借入金

ロ 資金計画が適切に定められているかについては、具体的に以下の方法により確認すること。

- (1) 添付様式1号の2（省令第3号様式第2面）の資金計画にイ(1)～(3)の費用又は借入金の返済金が盛り込まれているか確認すること。また、その返済計画は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に基づく耐用年数の期間内に返済できるものとなっているかを確認するとともに、主に取引しようとする相手方（添付様式4号）との契約状況により確認し、事業としての実態の有無を確認すること。

なお、事業としての実態がない者まで登録することは内航海運業の健全な発達の妨げになることから、そのような場合は、事業を実施する具体の計画が予定された際に、登録申請するよう指導すること。

- (2) イ(1)の船舶安全法の規定による船舶検査に要する費用として、船舶安全法に基づく定期検査及び中間検査に要する費用が添付様式1号の2（省令第3号様式第2面）の資金計画の当該検査を受検しなければならない年（3又は4年目、5年目等）の「修繕費」に計上されているかを確認すること。

- (3) イ(2)の船員の労働関係に関する法令の規定による船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備に要する費用として、適正な船員の配乗に係る、最低賃金以上の船員給与及び最低賃金の給料月額に見合う事業主負担の船員保険料以上の船員保険料が添付様式1号の2(省令第3号 様式第2面)の資金計画の「船員費」(原則として1年目の船員費に限る。)に計上されているかを確認すること。確認にあたっては、「資金計画(返済計画)の船員費の確認方法等について(平成17年3月付け国内貨物課事務連絡)」の最新版を参照すること。
- (4) (1)~(3)に定める事項以外の事項については、審査事項ではない。

ハ 船員配乗計画が次に掲げる基準に適合しているものであること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定による船舶職員の乗組みに関する基準  
(2) 船員の労働関係に関する法令の規定による船員の労働時間及び定員に関する基準

ニ 船員配乗計画のハの基準への適合性については、海上安全環境部船員労働環境・海技資格課(九州運輸局にあつては船員労働環境課及び海技資格課、沖縄総合事務局にあつては船舶船員課)へ照会し、確認すること。

#### 4. 欠格事由(法第6条第1項第1号~第4号)

イ 法第6条第1項第1号~第4号のいずれかに該当する場合。

ロ 法第6条第1項第2号の「いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者。」とは、例えば、親族を名目上の役員とし、実質的な経営者である者などが考えられる。

ハ 法第6条第1項第3号の「内航海運業に関し不正な行為をした者」とは、例えば、内航海運業においては、船員法等の船員関連法規、船舶安全法等、業を行うに当たって遵守すべき関係法令が種々存在しており、これら法令の違反行為をした者、また、内航海運業者として登録を受けていない者が内航海運業を行った場合で、起訴猶予等により法第6条第1項第1号の「この法律の規定に違反して刑に処せられ、」との規定に該当するに至らなかった者が考えられる。

ニ 法第6条第1項第1号~第4号の欠格事由は、内航海運業を行うに当たって遵守すべき法令のみであり、役員の名簿の提出により、欠格事由に該当するか否かを関係各課と連携のうえ確認すること。

## 〔5〕変更登録(則第7条)

### 1. 変更登録の必要な場合等

イ 使用する船舶が増加又は減少する場合

ロ 使用船舶の船種(〔3〕8.ロ(1)備考②の船種をいう。)、総トン数又は長さに変更があった場合(新造又は改造につき、登録した船舶の予定総トン数に対し、その10%又は30総トンを超える変更があった場合は、変更登録申請を行わせることとし、変更登録を受けるまでの間は内航運送には使用させないこと。)

ハ 事業を廃止したときは、事業廃止届出書の提出のみで足り、別途使用船舶減少の変更登録手続を行う必要はない。

ニ 事業を休止したときは、事業休止届出書と併せて使用船舶減少の変更登録申請書を提出させるものとする。この場合、変更登録の際、「1年以内に事業を再開すること。」の条件を付すこと。

### 2. 申請書の提出時期

申請書の提出時期については、船舶の建造又は取得前であっても登録申請を行っても差し支えない。この場合、建造又は取得後に申請内容の変更がないことを確認すること。(〔3〕1.及び5.)

ロ参照)

3. 申請書の提出部数

申請書は、正副2通（うち1部は事業者控え）を提出させること。

4. 申請書、添付する事業計画及び添付書類（則第7条第1項及び第2項）

イ 申請書（則第7条第1項）

申請書は申請様式2号（省令第8号様式）により作成させること。

なお、船員育成予定船舶について、「船舶検査心得の一部改正について」（平成30年8月1日付け国海安第74号）及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて」の一部改正について（平成30年8月1日付け国海技第127号）に基づき、一部の基準について総トン数500トン未満の船舶と同様の基準が適用されるよう希望する場合は、変更理由になお書きとして「船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となる」旨を記載させること。

注. 船員育成予定船舶が増加する旨の変更登録の申請又は船員育成船舶が減少する旨の変更登録の申請を受けた地方運輸局は、本省内航課事業班に当該船舶の出航日前までの間に延滞無く、①船名、②船舶所有者、③総トン数、④船種、⑤船舶の表示、⑥用船形態・用船先、⑦運航開始日・出発港、⑧到着予定日・到着港の情報を共有の上、登録通知書、船員育成予定船舶確認書、船舶検査証書、船舶職員乗組み基準特例許可証、船員育成船舶確認書（全て写しで可）を送付すること。

ロ 添付する事業計画（則第7条第2項）

〔3〕3. ロのうち、内容が変更されるものを添付させること。

なお、船員育成予定船舶について、「船舶検査心得の一部改正について」（平成30年8月1日付け国海安第74号）及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて」の一部改正について（平成30年8月1日付け国海技第127号）に基づき、一部の基準について総トン数500トン未満の船舶と同様の基準が適用されるよう希望する場合は、使用船舶の明細（省令第5号様式）の総トン数欄になお書きとして「船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となる」旨を記載させること。

ハ 添付書類（則第7条第2項）

〔3〕3. ハのうち、内容が変更されるものを添付させること。

5. 局間連絡

申請書を受理し、変更登録を行った地方運輸局は、関係局のある場合は、関係局へ通知書（通知様式5号）を送付すること（この通知書は例であって、局の判断により簡易にできるとともに、送付方法も局の判断に委ねることとする。）

6. 変更登録の通知（法第7条第2項（法第5条第2項準用））

イ 申請者が法第6条第1項第5号から第7号の事由に該当しない場合は、登録簿の記載内容を変更するとともに、遅滞無く変更登録通知書（通知様式4号）の交付又は送付により変更登録の通知を行うこととする。

なお、法第22条第1項の規定により当該登録に条件を付する場合にあっては、当該通知書中において、様式中括弧書きのとおり、条件を付した旨及び当該条件の内容について記載すること。

ロ 登録を受けた後に申請内容を変更しようとする場合、法第7条第1項の規定による変更登録又は同項ただし書きの規定による軽微な変更の届出が必要となるので、登録の通知をする際には十分に注意を与えること。また、建造予定の船舶等について登録を受けた内容に変更が生じてい

ないかどうかを確認するため、登録後、3.ハ(4)の関係書類を添付のうえ新造船・改造船完成報告(報告様式1号)を提出させること。

ハ 登録の条件(法第24条第1項)

〔3〕5.ニ参照。なお、暫定措置事業終了に伴い、これまでに積荷等の限定条件の付されていた船舶については当該限定解除に係る変更登録を行わせること。

ハ 船員育成予定船舶については〔3〕5.ホ参照

7. 変更登録後の対応

船員育成船舶において、措置以降次回の船舶検査等で船員の育成及び確保に資することを目的として設けられた船員室が、荷室として使用されている等など不適切に使用されていたことについて、各地方運輸局等海上安全環境部船舶検査官等から報告があった場合、本省内で検討を行い、地方運輸局等貨物船担当課から当該内航海運業者に対し、検討結果に基づいた指導をすること。

8. 変更登録の拒否の通知(法第7条第2項(法第6条第2項準用))

申請者が法第6条第1項第5号から第7号のいずれかの事由に該当するため、登録を拒否する場合にあつては、理由を明示したうえで、申請者に通知をすることとする。

登録の拒否の通知は、変更登録拒否通知書(通知様式6号)の交付又は送付により行うこととする。

9. 登録簿記載内容の変更

変更登録申請内容に基づき登録簿の記載内容を変更する。

## 〔6〕軽微な変更の届出(則第8条)

1. 軽微な変更の届出の必要な場合(則第8条第1項)

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合

(法人の組織変更は軽微な変更の届出として処理することとし、個人事業の法人化は、新規登録又は事業承継(譲渡)の届出として処理すること。)

ロ 営業所の名称及び位置に変更があつた場合

ハ 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営む者にあつては、その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合

ニ 内航貨物定期航路事業を営む者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数に変更があつた場合

ホ 海運組合に加入している場合は、所属する海運組合に変更があつた場合

ヘ 使用する船舶の名称に変更があつた場合

ト 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合

チ 船舶所有者以外の者から船舶を借り受けている場合は、当該船舶の貸渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつた場合

リ 運送する事業(自営)から貸渡しする事業に、又はは貸渡しする事業から運送する事業(自営)に変更があつた場合

ヌ 船舶の管理に係る役務の提供を受けている場合は、当該役務を提供する者の氏名、又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名に変更があつた場合

2. 令和3年法律第43号による改正法の施行の際現に船舶を管理する事業を営んでいる者のうち、船舶を所有して内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業も営んでいる既存登録事業者につ

いては、令和4年6月30日までに軽微変更届を完了すること。

3. 届出書の提出時期（法第7条第3項）

届出書は、届出事由の発生後30日以内に提出させること。 4. 届出書の提出部数  
届出書は、1通提出させること。

5. 届出書及び添付書類

イ 届出書（則第8条第2項）

届出書は届出様式1号により作成させること。

ロ 添付する事業計画

〔3〕 3. ロのうち、内容が変更されるものを添付させること。

ハ 添付書類

〔3〕 3. ハのうち、内容が変更されるものを添付させること。

6. 通知書の送付

イ 主たる営業所の変更の通知

(1) 軽微な変更(主たる営業所の名称及び位置の変更)の届出書を受理した地方運輸局は、当該変更により管轄地方運輸局が変更となる場合には、関係局へ通知書(通知様式7号)を送付すること(この通知書は例であって、局の判断により簡易にできるとともに、送付方法も局の判断に委ねることとする。)。また、変更後の主たる営業所を管轄する地方運輸局には登録簿及び登録に係る一件書類も送付すること。

(2) 登録簿等の送付を受けた地方運輸局は、登録番号及び船舶表示番号を新たに定め、当該事業者へ登録番号等通知書(通知様式8号)を交付又は送付すること。

ロ 関係局への登録内容変更の通知

イに該当する場合を除き、軽微な変更の届出書を受理した地方運輸局は、関係局へ通知書(通知様式9号)を送付すること(この通知書は例であって、局の判断により簡易にできるとともに、送付方法も局の判断に委ねることとする。 )。

7. 登録簿記載内容の変更

変更届出の内容に基づき登録簿の記載内容を変更する。

8. 届出受理証

届出に対して、届出受理証を交付する必要はない。ただし、他の行政官庁に対する届出の証明等のため、届出者より交付の依頼があった場合は、届出受理証(届出受理証様式1号)を交付すること。

## 〔7〕内航運送約款の届出（則第10条）

1. 届出が必要な場合（法第8条第1項及び第3項）

下記の船舶（則第9条）であって、標準内航運送約款（平成17年2月24日国土交通省告示第205号）と異なる内航運送約款を定める場合。

イ. ロールオン・ロールオフ船

ロ. コンテナ船

2. 届出書の提出時期（法第8条第1項）

届出書は、1. イ. 又はロ. に係る船舶による内航運送の事業実施前（変更届出の場合にあつては、当該変更を実施する前）までに提出させること。

### 3. 届出書の提出部数

届出書は、1通提出させること。

### 4. 届出書及び添付書類（則第10条）

#### イ 届出書

届出書は届出様式2号により作成させること。

#### ロ 添付書類

設定又は変更をしようとする内航運送約款（変更届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

### 5. 本省への通知

届出書を受理した地方運輸局は、届出書の写し及び内航運送約款の写しを本省へ送付すること。

### 6. 届出受理証

〔6〕 7. 参照

## 〔8〕 安全管理規程等の届出（則第12条及び第14条）

平成18年9月8日付け国海運第39号に基づき、各地方運輸局等運航労務監理官により事務処理がなされるものであるが、内航海運業の登録・変更登録申請時や軽微変更・休止・廃止届出時に申請事業者の情報共有を行うこと。

## 〔9〕 内航海運業者の地位の承継の届出（則第15条）

### 1. 届出の必要な場合（法第13条第2項）

法第13条第1項により内航海運業者の地位を承継する場合は、次のとおり。

イ 内航海運業者から内航海運業の譲渡を受けた場合。

ロ 内航海運業者（個人）が死亡し、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該内航海運業者を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が内航海運業を相続した場合。

ハ 内航海運業者である法人が合併し、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が内航海運業を承継した場合。

ただし、内航海運業者である法人と内航海運業を営まない法人が合併する場合であって、内航海運業者である法人が存続する場合には、届出不要。

ニ 内航海運業者である法人が会社を分割し、分割により内航海運業を承継した場合。

### 2. 届出書の提出時期（法第13条第2項）

届出書は、内航海運業の譲受等により内航海運業者の地位を承継した日から30日以内に提出させること。

### 3. 届出書の提出部数

届出書は、1通提出させること。

### 4. 届出書及び添付書類（則第15条第1項及び第2項）

#### イ 届出書（則第15条第1項）

届出書は届出様式3号により作成させること。

#### ロ 添付書類（則第15条第2項）

##### (1) 当該承継の事実を証する書類

##### a 譲渡・譲受、合併及び分割の場合

譲渡・譲受契約書、合併契約書又は分割契約書（新設分割にあつては、分割計画書）の写



し

b 相続の場合

- ① 被相続人との続柄を証する書類
- ② 当該事業を届出者が引き続き営むことに対する届出者以外の相続人の同意書

(2) 承継人が承継前に内航海運業を営んでいない場合は、以下の書類（bの書類は、実際に船員を配乗する者のみ添付すること。）

a 資金計画（添付様式1号の1（省令第3号様式第1面）及び添付様式1号の2（省令第3号様式第2面））

b 船員配乗計画（添付様式2号（省令第4号様式））

c 他に営業を行っている場合は、当該営業の種類及び概要（添付様式5号）

d 既存の法人が承継する場合には、以下の書類

- ① 定款及び登記事項証明書（則第3条第5項第1号イ）
- ② 最近の事業年度における貸借対照表（則第3条第5項第1号ロ）
- ③ 役員又は社員の名簿（則第3条第5項第1号ハ）

e 法人を設立しようとする者が承継する場合には、以下の書類

- ① 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）（則第3条第5項第2号イ）
- ② 発起人又は設立者の名簿（則第3条第5項第2号ロ）
- ③ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合は、株式（有限会社にあつては出資）の引受又は募集の計画（則第3条第5項第2号ハ）（添付様式7号の1、2、3）

f 個人が承継する場合には、以下の書類

- ① 資産目録（則第3条第5項第3号イ）（添付様式8号の1、2）
- ① 戸籍抄本（則第3条第5項第3号ロ）

5. 承継の効力が生じない場合（法第13条第1項ただし書）

承継により法第6条に規定する登録拒否要件に該当することとなる場合には、届出を行っても内航海運業者の地位を承継できないので、〔4〕により確認すること。登録拒否要件に該当していることが判明した場合には、届出の取り下げを求め、取り下げが行われなときは、法第17条第2項に基づき登録の取消しを行うこと。

6. 関係局への通知

承継の届出書を受理した地方運輸局（以下「受理局」という。）は、関係局（被承継人が受理局の管轄外の事業者であった場合の管轄の地方運輸局）がある場合には、関係局へ通知書（通知様式10号）を送付すること（この通知書は例であつて、局の判断により簡易にできるとともに、送付方法も局の判断に委ねることとする。）。当該通知を受けた関係局は被承継人の登録簿等を受理局へ送付すること。

7. 登録簿の整理

イ 既存事業者が承継した場合

関係局から登録簿等の送付を受けた地方運輸局は、既存事業者の登録簿の変更となった事項について記載する。

ロ 既存事業者以外が承継した場合

関係局から登録簿等の送付を受けた地方運輸局は、登録番号及び船舶表示番号を新たに定め、当該事業者へ登録番号等通知書（通知様式11）を交付又は送付すること。

8. 届出受理証

〔6〕 7. 参照

## 9. その他

### イ 内航運送約款の承継

被承継人の内航運送約款をそのまま使用する場合は、内航運送約款の届出を必要としないが、これと異なる標準内航運送約款以外の内航運送約款を設定しようとする場合には、内航海運業の承継の届出とは別に、内航運送約款の変更の届出をさせること。

### ロ 安全管理規程の承継

被承継人の安全管理規程をそのまま使用する場合は、安全管理規程の届出を必要としないが、これと異なる安全管理規程を作成しようとする場合には、内航海運業の承継の届出とは別に、安全管理規程の変更の届出をさせること。

### ハ 運航管理者の承継

被承継人の運航管理者がそのまま運航管理者として選任される場合は、運航管理者の選任等の届出を必要としないが、運航管理者を変更する場合には、内航海運業の承継の届出とは別に、運航管理者の選任等の届出をさせること。

## 〔10〕 事業開始の届出（法第3条第2項）・届出事項変更届出（法第7条第5項）

### 1. 事業開始届出の必要な場合及び届出書の提出時期（法第3条第2項）

総トン数100トン未満の船舶であって長さ30メートル未満の船舶により内航海運業を営む者には、事業開始後30日以内に届出書を提出させること。

### 2. 事業開始届出書及び添付書類

#### イ 届出書

届出書は届出様式4号（省令第1号様式）により作成させること。

#### ロ 添付書類

〔3〕 3. ロ(3)～(5)及びハ(1)～(4)と同様の書類。

### 3. 届出事項変更届出の必要な場合及び届出書の提出時期（法第7条第5項）

届出書は、事業開始届出事項を変更後30日以内に提出させること（船舶の貸渡しをする事業のみを営む事業者が新たに内航運送をする事業を行った場合には、事業開始届出書（届出様式4号（省令第1号様式））の「摘要」欄中の貸渡先の変更（「内航運送をする事業者名」が「自営」に変更）となることから、届出事項変更届出書を提出させること。）。

### 4. 届出事項変更届出書及び添付書類

#### イ 届出書

届出書は届出様式5号により作成させること。

#### ロ 添付書類

2. ロのうち、内容が変更されるものを添付させること。

### 5. 届出書の提出部数

事業開始届出書及び届出事項変更届出書の提出部数は、1通とする。

### 6. 届出受理証

〔6〕 7. 参照

### 7. 関係局通知

〔6〕 5. 参照

## [11] 事業の休止又は廃止の届出（則第 17 条）

### 1. 事業の休止・廃止の取扱い

イ 事業の休止は、使用船舶がなくなった場合等内航海運業を営むことができなくなった場合であって、1年以内に事業再開の意思があり、事業再開時期が予定されている場合のみ認めることとする。

ロ 事業の廃止は、使用船舶がなくなった場合等内航海運業を営むことができなくなった場合であって、イ以外の場合とする。

### 2. 届出の必要な場合

イ 事業の休止の届出が必要な場合

1. イに該当する場合。なお、登録事業者が事業を休止したときは、事業休止届出書と併せて使用船舶減少の変更登録申請書を提出させるものとする。この場合、変更登録の際、「1年以内に事業を再開すること。」の条件を付すこと。

ロ 事業の廃止の届出が必要な場合

1. ロに該当する場合。なお、登録事業者が事業を廃止したときは、事業廃止届出書の提出のみで足り、別途使用船舶減少の変更登録手続を行う必要はない。

### 3. 届出書の提出時期（法第 16 条）

届出書は、届出事由の発生後 30 日以内に提出させること。

### 4. 届出書及び添付書類

イ 届出書

(1) 事業の休止届出書

届出書は届出様式 6 号により作成させること。

(2) 事業の廃止届出書

届出書は届出様式 7 号により作成させること。

ロ 添付書類

使用船舶に係る登録事項証明書（抹消）及び売買契約書等事業を休止又は廃止したことを明らかにする書類。

### 5. 届出書の提出部数

事業の休止届出書及び事業の廃止届出書の提出部数は、1 通とする。

### 6. 休止後の事業再開

休止後、登録事業者が事業を再開するためには、変更登録が必要となるので、届出書の受理をする際には十分に注意を与えること。

### 7. 休止時の登録簿の取扱い

登録事業者の事業の休止届出書を受理した地方運輸局は、登録簿の備考欄に事業休止中である旨及び休止期間を記載すること。

### 8. 登録の抹消

休止している登録事業者が変更登録の条件にもかかわらず事業を再開しなかったとき、又は事業の廃止届出書の提出があったときは、法第 18 条の規定により、当該内航海運業者の登録を抹消すること（休止している登録事業者にあっては、法第 17 条第 1 項の規定に基づき登録の取消しを行った上で登録を抹消すること）。

### 9. 届出受理証

[6] 7. 参照

## [12] 自家用船舶の届出（則第 18 条）

### 1. 自家用船舶の取扱い

#### イ 事前の届出の励行

内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であって総トン数 100 トン以上又は長さ 30 メートル以上のもの（以下「自家用船舶」という。）を内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ国土交通大臣（所轄地方運輸局長へ権限委任されている。）に届け出なければならないこととなっているが、当該船舶の竣工又は使用の直前にこの届出が行われたのでは、当該船舶に対して自家用船舶と認め難い場合の行政措置等の実効を期し難いので、自家用船舶を建造し、又は使用しようとする場合は、その建造着手前又は使用計画段階で届出を行わせるよう徹底を期すること。

また、届出事項の変更をしようとする場合も同様とされているので、事前に届出を励行させるよう、併せて指導の徹底を図ること。

#### ロ 自家用船舶に対する指導と監視

(1) 法第 23 条による自家用船舶の届出が行われた場合にはこれを受理し、以下のハ及びニにより自家用船舶と認められる場合には、自家用船舶届出受理証（届出受理証様式 2 号）を交付することとし、交付にあたっては届出者に対し受理証正本を船内の見やすい場所に掲示し、その写を事務所に備え付けるよう指導すること。

なお、自家用船舶届出受理証の交付にあたって新規建造等のため記載内容が未確認のため記載できない場合は、届出受理証（自家用船舶）（届出受理証様式 3 号）を交付することとし、当該事項の確定後において当該届出受理証を返戻せしめたいうで、自家用船舶届出受理証を交付するものとする。

また、自家用船舶表示板の表示については、「自家用船舶に表示する表示板の様式の指定等について」（昭和 57 年 7 月 5 日付け海内第 62 号）により、自家用船舶表示板を船舶の見やすい場所に表示するよう指導すること。

(2) 届出が行われた自家用船舶について、以下のハ及びニにより自家用船舶と認められない場合には、必要な登録若しくは変更登録申請手続きをとり、又は当該船舶を内航運送の用に供しないこと（建造を中止することを含む。）とするよう指導すること。

(3) 届出を受理した自家用船舶の使用状況については、取締機関、関係海運組合等の協力を得て、内航海運業の用に供することのないよう十分指導と監視を行うこと。

#### ハ 自家用船舶の要件

法第 23 条に規定する自家用船舶とは、次の各要件のいずれも具備するものであることを要する。

(1) 当該届出船舶が届出者の自己所有船舶であること。

a 共有船舶は共有比率に関わらず自己所有船舶としない。

b 荷主が所有する船舶を貸渡し、かつ、再傭船して自家用貨物輸送に使用する場合、貸渡しに出す段階で内航海運業（内航運送の用に供する船舶を貸し渡す事業）の対象となり、その船舶は内航海運業の用に供する船舶となるから自家用船舶とはいえない。

(2) 当該届出者が当該届出船舶に配乗するための自己雇用船員を有すること。

当該人が給料等を支払う船員であっても、派遣船員等他人雇用の船員は自己雇用船員とはならない。

(3) 当該届出船舶による運送が他人の需要に応ずるものでないこと。

当該運送が他人の需要に応ずるものであるかどうかは、運送人と荷送人の間に運送契約が締

結されているかどうかによって判断するのが通例であるが、内航海運業においては、運送人と荷送人との関係が種々雑多であるため、一律に運送契約の存否で自家用運送であるかどうかを判断するのは危険である。

したがって他人の需要に応ずるものであるかどうかは、運送契約の存否にとらわれず実質的な判断を下す必要がある。

例えば、積出港で物品の買付けを行った者が、これを自ら運送し保管施設等に移し換えることなく直接他人に売り渡す場合には、当初から当該物品の売主と最終的な買主が特定され、これら売主又は買主のために、すなわち他人の需要に応じて運送が行われるのが通例であるから自家用運送とはいえない。

## ニ 他人の需要に応ずるものでない（自家用運送）と判断される具体例

(1) 自己所有物品を生産、加工、移送等のために自己工場等間において自ら運送する場合の当該運送

(2) 積出港等で物品を買付けた者が、自らこれを自己の保管施設等へ運送する場合の当該運送  
自己の保管施設等とは自己が管理する当該運送物品の輸送量に相当する面積で、適切な位置に配置されている施設であること。

また、これらの事実を証する書面（施設の図面、当該施設に対し権原を有することの書面、当該施設における当該運送貨物の受取、発送等の管理を行う従業員を有することの書面等）を提出するよう指導を行い、十分な確認を行うこと。

(3) 販売業者が物品の売買に伴い自己の保管施設から買主の指定する引渡場所まで自らこれを運送する場合の当該運送

販売業者については、当該販売が行政庁の許認可、届出等を要するものについては手続が完了したもので、法人については当該事業の定款等での記載がある等、販売業者の資格を有するものであること、また自己の保管施設について前記(2)における保管施設に準じて確認を行うこと。

(4) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく登録を受けた者が同法第16条の規定に基づいて採取計画の認可を受け、自ら採取した砂利を自己の所有する船舶で自己の保管施設又は買主の指定する引渡場所まで運送する場合の当該運送

採取計画の認可期間が短期のものについては、それが過去の実績からみて相当期間延伸、更改されることが確実であり、認可期間の終了した場合において内航海運業の用に供されるものでないことの確認をすること。

なお、採取計画認可取得者よりの「採取権の買い取り」、「採取承諾」、「採取作業契約」等の名目により、採取計画認可取得者以外の者が採取運送行為を現実に行う場合の当該採取運送に使用する船舶は自家用船舶とはいえない。

(5) 土木建設業者、埋立業者等が自己の請け負った工事を遂行するために、当該工事の一環として運送を行う場合の当該運送

なお、土砂の採取又は整地を行わず中間の運送のみを請け負う場合の運送は他人の需要による運送となる。（底開土運船により土砂投棄のみを行うものは上記の「整地」には該当しない。）

土木建設業者、埋立業者等については(3)の販売業者に準じて請負契約の内容、土木工事遂行の体制等について確認を行うこと。

## 2. 自家用船舶使用届出の必要な場合（法第23条第1項）

### 1. で自家用船舶と判断される場合

## 3. 自家用船舶使用届出書の提出時期（法第23条第1項）

届出書は、自家用船舶を内航運送の用に供しようとする場合にはあらかじめ提出させること。(1.イ参照)

4. 自家用船舶使用届出書及び添付書類 (則第 18 条第 1 項及び第 3 項)

イ 届出書

届出書は届出様式 8 号により作成させること。

ロ 添付書類

- (1) 船員配乗計画 (添付様式 2 号 (省令第 4 号様式)) 及び船員の雇用契約書の写し
- (2) 使用船舶の明細 (添付様式 3 号 (省令第 5 号様式))
- (3) 自家用船舶に該当するかを判断するために必要な書類 (建造予定の船舶等については届出内容に変更が生じていないかどうか確認するため、船舶竣工後、船舶登録事項証明書等の書類を提出させ、届出内容に変更が生じている場合には、自家用船舶使用届出事項変更届出書を提出させること。)

5. 自家用船舶使用届出事項変更届出の必要な場合及び届出書の提出時期 (法第 23 条第 1 項)

4. で届出した内容を変更する場合には、届出書をあらかじめ提出させること。

6. 自家用船舶使用届出事項変更届出書及び添付書類 (則第 18 条第 2 項及び第 3 項)

届出書は届出様式 9 号により作成させること。

添付書類は 4. ロ参照

7. 自家用船舶使用廃止届出の必要な場合及び届出書の提出時期 (法第 23 条第 2 項)

4. で届け出た船舶を内航運送の用に供しなくなった場合には、その日から 30 日以内に届出書を提出させること。

8. 自家用船舶使用廃止届出書及び添付書類

イ 届出書

届出書は届出様式 10 号により作成させること。

ロ 添付書類

- (1) 4. ロ参照
- (2) 自家用船舶届出受理証

9. 届出書の提出部数

自家用船舶使用届出書、自家用船舶使用届出事項変更届出書及び自家用船舶使用廃止届出書の提出部数は、1 通とする。

10. 自家用船舶届出受理台帳の作成

上記 4.、6 又は 8 の届出書を受理した地方運輸局長は、昭和 57 年 8 月 9 日付け事務連絡により自家用船舶届出受理台帳を作成すること。

## [13] 報告書の提出 (内航海運業報告規則)

1. 報告書の種類

提出する報告書は、次のとおり。

- イ 営業概況報告書 (報告規則第 1 号様式)
- ロ 貸借対照表
- ハ 損益計算書
- ニ 内航海運事業損益明細表 (報告規則第 2 号様式)
- ホ 固定資産明細表 (報告規則第 3 号様式)

2. 報告書の提出時期 (報告規則第 3 条)

1. の報告書にあつては、下記のとおり提出させること。

(1) 1. イ …… 毎事業年度の経過後100日以内。

(2) 1. ロ、ハ、ニ、ホ …… 毎決算期の経過後100日以内。

3. 報告書の提出部数

報告書は、1通提出させること。

4. 本省への送付

報告書を受理した局は、受理した報告書を本省に送付すること。

5. 内航海運事業損益明細表(報告規則第2号様式)、固定資産明細表(報告規則第3号様式)の記載要領

それぞれの科目に記載する内容は次のとおり。

(内航海運事業損益明細表)

科 目			記 載 内 容
営 業 損 益	営 業 収 益	内 航 海 運 業 運 賃 (運送契約に係る運賃)	内航運送をする事業に係る運送契約に基づき收受する運賃収入 (運航受託船に係る運賃収入を除く。)
		運賃 (運航委託契約に係る運賃)	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が運航委託契約に基づき内航海運業の用に供する船舶 (以下、「内航貨物船」という。) の運航を内航運送をする事業を営む者へ委託した場合に收受する運賃収入
		貸船料	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が定期備船契約又は裸備船契約に基づき内航貨物船を内航海運業を営む者へ貸渡した場合に收受する備船料収入
		運航受託手数料	内航運送をする事業を営む者が、運航受託契約に基づき内航運送の用に供される船舶の運航を受託した場合に、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者から收受する運航受託手数料
		船舶管理業収益	内航運送の用に供される船舶を管理する事業を営む者が、定期備船契約又は船舶管理契約に基づき、管理する船舶を他の内航海運業者に引き渡した場合に收受する備船料収入又は船舶管理収入
		その他の内航海運業収益	上記以外の内航海運業に係る収益
		計	運賃 (運送契約に係る運賃)、運賃 (運航委託契約に係る運賃)、貸船料、運航受託手数料、船舶管理業収益、その他内航海運業収益の合計
		その他の海運業収益	内航海運業以外の海運業に係る収益
その他の事業収益	海運業以外の貨物運送取扱事業、ビル賃貸業、倉庫業などの兼業事業に係る収益		

		営業収益合計	内航海運業収益、その他の海運業収益、その他の事業収益の合計	
営業費	内航海業費用	運航費	内航運送の用に供される船舶のダンネージ費用、船内清掃料、貨物幹旋手数料、船内及び沿岸荷役費、舁賃、検査料など貨物の輸送に伴って発生する費用	
		燃料費	内航運送の用に供される船舶の燃料及び助燃剤に係る費用（積込費用、容器代その他の附帯費用を含む。）	
		港費	内航運送の用に供される船舶の入出港・停泊に伴って生ずる費用で水先料、曳船料、通船料、海運代理店手数料、岸壁使用料、入港料など船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生する費用	
		その他の運航費	上記以外の運航費	
			計	貨物費、燃料費、港費等の貨物の輸送に伴って発生する費用の合計
	船費	船員費	内航貨物船の船員に対する給料、諸手当、食料費、福利厚生費、旅費、交通費、船員保険料、退職金、退職給付引当金及び賞与引当金繰入額	
		船舶減価償却費	内航運送の用に供される船舶について支払った減価償却費	
		その他の船費	上記以外の船費	
			計	船員費、船舶減価償却費等の内航船舶の所有及び維持管理に伴って発生する費用の合計
		借船料	内航海運業を営む者が定期備船契約又は裸備船契約に基づき内航運送の用に供される船舶を当該船舶の貸渡しをする事業を営む者から借り受けた場合に支払う備船料	
		運航委託手数料	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が運航委託契約に基づき、当該船舶の運航を委託した場合に内航運送をする事業を営む者に支払う運航委託手数料	
		船舶管理業費用	内航海運業を営む者や内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が船舶管理契約に基づき、当該船舶の管理をする事業を営む者に支払う船舶管理業費用	
		その他の内航海運業費用	上記以外の内航海運業に係る費用	
			計	運航費、船費、借船料、運航委託手数料、船舶管理業費用、その他内航海運業費用の合計
	その他の海運業費用	内航海運業以外の海運業に係る費用		
	その他の事業費用	海運業以外の貨物運送取扱事業、ビル賃貸業、		



		倉庫業などの兼業事業に係る費用	
	一般管理費	一般管理業務に関して発生する費用、役員報酬、陸上従業員に対する給与などの費用	
	営業費用合計	内航海運業費用、その他の事業費用、一般管理費の合計	
	営業損益	営業収益から営業費用を引いた数字	
営 業 損 益 外	営業外収益	預金の利息、株式の配当、営業活動以外で生じた雑収入、有価証券売却益などの収益	
	営業外費用	借入金の利息、手形の割引料、営業活動以外で生じた雑損失、有価証券売却損などの損失	
	経常損益	営業損益、営業外損益の合計	
特 別 損 益	特 別 利 益	船舶売却益	船舶を売却した場合、減価償却後の帳簿価格と売却価格との差益
		その他の特別利益	船舶売却益以外の臨時利益
	計		船舶売却益等の臨時利益
	特 別 損 失	船舶売却損	船舶を売却した場合、減価償却後の帳簿価格と売却価格との差損
その他の特別損失		船舶売却損以外の臨時損失	
計		船舶売却損等の臨時損失	
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）	経常損益から特別損益を引いた数字	
	法人税等	法人税、住民税及び事業税の合計	
	法人税等調整額	税効果会計を適用する法人のみ記入	
	当期純利益（当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税等を引き、法人税等調整額を足した数字	
	前期繰越利益金（前期繰越損失金）	前期繰越損益	
	損益合計	当期純利益（当期純損失）と前期繰越利益金（前期繰越損失金）の合計	
	剰余金処分	利益準備金、配当金、役員賞与金、任意積立金等の合計	
	欠損金処理	任意積立金取りくずし額等の合計	
	当期末処分利益（当期末処理損失）	損益合計から剰余金処分を引いて欠損金処理を加えた数字	

(単位：千円)

償 却 不 足 額	当期において税法上損金算入が認められる船舶の減価償却限度額に当期の船舶の減価償却額が満たない場合、その不足額
-----------	--

(固定資産明細表)

資 産 の 種 類	記 載 内 容
-----------	---------

固 定 資 産	固 定 資 産	有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等の資産
	(うち船舶)	船舶の残存簿価

#### [14] 本省への業務処理量報告

本省への業務処理量報告は、次のとおりとすること。

報 告 事 項	業務処理量報告様式	報告回数	対象時期	提出期限
業務処理量報告（内航海運業法関係）	1	年1回	3月末	4月末日
業務処理量報告（内航海運組合法関係）	2	年1回	3月末	4月末日

制定：平成17年3月15日 国海貨第65号

改正：平成30年7月30日 国海内第43号

改正：令和元年5月31日 国海内第17号

改正：令和4年3月29日 国海内第325号

第2号様式（第3条、第24条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

整理番号 \_\_\_\_\_

登 録 申 請 書	
申請者の氏名等	
営業所の名称 及び位置	主たる営業所
	従たる営業所
使用する 船舶	名 称
	船 種
	総 ト ン 数
	長 さ
	船舶所有者の氏名等
	申請者に船舶の貸渡しをした者 （船舶所有者以外）の氏名等
	申請者に船舶管理を委託等した者 （船舶所有者以外）の氏名等
貸 渡 先 の 氏 名 等	
内航貨物 定期航路 事業	航路の名称
	起点及び終点
	運航回数
海運組合の名称	
予定する事業の開始の日	
<p>年 月 日</p>	
<p>内航海運業法第4条第1項の規定により、上記のとおり登録を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏名又は名称</p> <p>（法人にあつては）</p> <p>（その代表者の氏名）</p>	

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 使用する船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。
- 3 船種の欄には次の要領で記載すること。
  - (1) 油送船、セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、特殊タンク船（高圧若しくは腐しよくに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）、自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、その他の貨物船の別（ただし、専ら原油の保税運送（関税法（昭和29年法律第61号）第63条第1項の承認を受けて行う運送をいう。以下同じ。）の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船は含まれないものとする。）を記載すること。
 

専ら原油の保税運送の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船に該当する油送船又は貨物船の場合は、その旨を記載すること。
  - (2) さらに次の事項について（ ）を付して記載すること。
    - イ 専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類
    - ロ ひき船については、その旨
    - ハ はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ

又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。)

- 4 委託等した者とは、委託元のほか、申請者が船舶所有者等から船舶を借り受けて船舶の管理をする場合における当該船舶の貸渡元をいう。
- 5 貸渡先の氏名等には、申請者が船舶の管理をする船舶を他の内航海運業者に貸渡しをする場合における当該貸渡先の氏名等を含む。

申請様式2号

省令第8号様式（第7条、第24条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

整理番号

変 更 登 録 申 請 書		
登 録 番 号		
変 更 し よ う と す る 事 項		
変 更 の 内 容	旧	
	新	
変 更 し よ う と す る 理 由		
内航海運業法第7条第1項の規定により、上記のとおり変更登録を申請します。 年 月 日 殿 住 所 申請者 氏名又は名称 (法人にあつては) (その代表者の氏名)		

軽 微 変 更 届 出 書		
登 録 番 号		
変 更 し た 事 項		
変 更 の 内 容	旧	
	新	
変 更 し た 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
<p>内航海運業法第7条第3項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>届出者 氏名又は名称</p> <p>(法人にあつては)</p> <p>(その代表者の氏名)</p>		

内航運送約款設定（変更）届出書	
登録番号	
設定（変更）しようとする内航運送約款	別紙のとおり
実施予定期日	年 月 日
変更の場合は、変更を必要とする理由	
内航海運業法第8条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。	
年 月 日	
殿	
住 所	
届出者 氏名又は名称	
〔法人にあつては その代表者の氏名〕	

地位承継届出書	
登録番号	
被承継人の氏名 (法人にあつてはその代表者)	
被承継人の住所	
承継の理由	
承継した年月日	年 月 日
内航海運業法第13条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。	
年 月 日	
殿	
住 所	
届出者 氏名又は名称	
〔法人にあつては その代表者の氏名〕	



第1号様式（第2条、第24条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

届出受理番号

事業開始届出書	
申請者の氏名等	
営業所の名称 及び位置	主たる営業所
	従たる営業所
使用する船舶	船舶番号
	名称
	船種
	総トン数
	重量トン数
	長さ
	船質
	進水年月
	連続最大出力
	摘要
事業開始年月日	
<p>内航海運業法第3条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住所</p> <p>届出者 氏名又は名称</p> <p>（法人にあつては）</p> <p>（その代表者の氏名）</p>	

備考

- 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 使用する船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。
- 船種の欄には次の要領で記載すること。
  - 油送船、セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、特殊タンク船（高压若しくは腐しよくに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）、自動車専用船（自動車の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、その他の貨物船の別（ただし、専ら原油の保税運送（関税法（昭和29年法律第61号）第63条第1項の承認を受けて行う運送をいう。以下同じ。）の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船は含まれないものとする。）を記載すること。
  - さらに次の事項について（ ）を付して記載すること。
    - 専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類
    - ひき船については、その旨
    - はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。）
- 船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。
- 摘要の欄には、備船又は船舶管理の場合は、その船舶の所有者の氏名又は名称及び住所を、貸渡し（管理をする船舶の貸渡しを含む。）の場合は、貸渡先の氏名又は名称及び住所を記載すること。

## 届出様式5号

整理番号 \_\_\_\_\_

届出事項の変更届出書			
届出受理番号			
変更事項		旧	新
届出者の氏名等			
営業所の名 称及び位置	主たる営業所		
	従たる営業所		
使用する 船舶	船舶番号		
	名称		
	船種		
	総トン数		
	重量トン数		
	長さ		
	船質		
	連続最大出力		
	船舶所有者の氏名等		
貸渡先の氏名等			
変更年月日		年	月 日
内航海運業法第13条第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。			
<p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>届出者 氏名又は名称</p> <p>(法人にあつては その代表者の氏名)</p>			

## 備考

氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。

事業休止届出書

登録又は届出受理番号			
休止年月日	年 月 日	事業再開の予定年月日	年 月 日
事業休止の理由			
内航海運業法第16条の規定により、上記のとおり届け出ます。			
年 月 日			
殿			
住 所			
届出者 氏名又は名称			
〔 法人にあっては 〕			
その代表者の氏名			

備考

事業を再開しようとするとき又は事業を再開したときは、変更登録申請又は届出事項変更届出を行うこと。

届出様式7号

## 事業廃止届出書

整理番号 \_\_\_\_\_

登録又は届出受理番号							
事業者の氏名又は名称							
届出事由の発生年月日		年 月 日					
届出者と事業者との関係 (該当するところを○で囲む)		相続人			役員であった者		清算人
		破産管財人			本人		相続財産管理人
廃止の理由	1	内航海運業者が死亡しました。					
	2	" が合併により消滅しました。					
	3	" が ( ) により解散しました。					
	4	" が破産により解散しました。					
	5	" が事業の全部を譲渡しました。					
	6	"					
事業廃止による使用船舶の処分							
内航船舶 表示番号	船舶番号	船名	総トン数	処分方法	売船先の氏 名又は名称	同住所	
内航海運業法第16条の規定により、上記のとおり届け出ます。							
年 月 日							
殿							
住 所							
届出者 氏名又は名称							
〔 法人にあっては 〕							
〔 その代表者の氏名 〕							

事業概要様式 1 号

申請者の事業概要

整理番号 \_\_\_\_\_

(ふりがな) 氏名又は名称					
(ふりがな) 住 所					
電 話 番 号					
設 立 年 月 日		年		月 日	
登 録 年 月 日		年		月 日	
登 録 番 号					
管 轄 運 輸 局		( 支局・海事事務所)			
資 本 金		円			
従 業 員 数					
海運業	海上	人	陸上	人	計 人
					兼業 人
					合計 人
主たる営業所の名称及び位置 (住所)					
営業所の名称		営業所の位置 (住所)		営業所の電話番号	
従たる営業所の名称及び位置 (住所)					
営業所の名称		営業所の位置 (住所)		営業所の電話番号	
兼業	業 種 名	収入による比率 (%)		業 種 名	収入による比率 (%)
	外航海運業			倉庫業	
	貨物利用運送業			陸上運送業	
	港湾運送業			その他	
株主関係	発行株数	株		株主総数	人
	大株主	①			( . %)
		②			( . %)
		③			( . %)
		④			( . %)
		⑤その他			( . %)
					(100.0%)

新造船・改造船完成報告					
報告者の氏名等					
船名	行政官 庁記号	内航船である ことの表示	登録番号	船種記号	船舶番号又は 指定番号
(例) 日本丸	関	内	2345	A	345678
総トン数					
長さ					
重量トン数					
起工年月日	年 月 日				
進水年月日	年 月 日				
竣工年月日	年 月 日				
完成（改造）年月日	年 月 日				
造船所名					
<p>内航海運業法の規定により登録を受けた使用船舶が竣工（完成）したので、関係書類を添えて報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住所</p> <p>届出者 氏名又は名称</p> <p>〔法人にあつては その代表者の氏名〕</p>					

備考

- 1 氏名等とは、報告者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 完成（改造）年月日欄には、改造工事が完了した年月日を記載すること。

第3号様式（第3条、第24条関係）第1面（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）  
 整理番号 \_\_\_\_\_

資 金 計 画									
申 請 者 の 氏 名 等									
船舶番号			船 名						
船 価	建 造 費 （ 千 円 ）			乗 出 費 用 （ 千 円 ）			乗 出 船 価 （ 千 円 ）		
諸 経 費	雇 入 費 （ 千 円 / 年 ）				初 回 の 定 期 検 査 費 用 （ 千 円 ）				
	備 船 料 （ 千 円 / 年 ）				船 舶 管 理 費 用 （ 千 円 / 年 ）				
工 程	起 工				竣 工				
	年 月 日				年 月 日				
資 金 調 達 方 法	種 別	金 額 （ 千 円 ）		調 達 内 訳	借 入 先	借 入 額 （ 千 円 ）	年 利 率 （ % ）	借 入 期 間	据 置 期 間
	増 資								
	長 期 借 入 金								
	短 期 借 入 金								
	自 己 資 金								
	そ の 他								
	( 造 船 所 借 金 )								
	合 計								
本船建造により代替される船舶の有無 有 ・ 無									
代 替 さ れ る 船 舶	船 名	総 ト ン 数			船 舶 表 示 番 号		船 価 ( 残 存 簿 価 ) ( 千 円 )		
備 考									

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 この計画は、船舶ごとに作成すること。
- 3 改造又は買船の場合は、建造費の欄にその価格を記入すること。
- 4 乗出費用の欄には、船舶建造期間中の工事監督費、ぎ装員費、ぎ装品費、公租公課などの船舶の取得に要する費用を記載すること。
- 5 乗出船価の欄には、建造費と乗出費用との合計額を記載すること。
- 6 他者から船舶を借り受けている場合は、備船料の欄にその価格を記入すること。
- 7 他者に船舶の管理を委託等する場合は、船舶管理費用の欄にその価格を記入すること。
- 8 残存簿価は、自己所有船の場合に記入すること。

第3号様式（第3条、第24条関係）第2面（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

整理番号

資金計画(返済計画)

単位：千円

年	度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
運	航															
入	入															
(A)																
運	航															
経	経															
費	費															
(B)																
差	引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入	入															
(A)	－															
(B)	=															
(C)																
貸	船															
料	料															
(D)																
船	船															
管	管															
理	理															
収	収															
入	入															
(E)																
船	船															
	員															
	費															
	船															
	用															
	品															
	費															
	潤															
滑																
油																
費																
修																
繕																
費																
保																
險																
料																
固																
定																
資																
産																
税																
雑																
費																
店																
費																
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(F)																
借																
船																
料																
(G)																
船																
管																
理																
費																
用																
(H)																
返																
済																
前																
損																
益																
((C)																
)+(D)																
)+(E))																
－		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
((F)																
)+(G)																
)+(H))																
=																
(I)																
返																
済																
金																
償																
還																
金																
利																
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(J)																
返																
済																
後																
損																
益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(I)																
－																
(J)																

備考

- この計画は、船舶ごとに作成すること。
- 年度の欄は、当該船舶を取得又は改造した年度から耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定に基づく耐用年数をいう。)の最終年度までの各1年間とし、各年度ごとにそれぞれの項目について記載すること。
- 店費の欄には、役員報酬、従業員給与、福利厚生費等の一般管理費に営業収益に対する当該船舶の運航収入と貸船料との合計額の比率を乗じて得た金額を記載すること。



第4号様式 (第3条、第24条関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

整理番号 \_\_\_\_\_

船 員 配 乗 計 画				
申請者の氏名等				
船舶番号		船名		
総トン数		推進機関の出力		
航行区域		最長航行時間		
警報装置の有無		自動操舵装置の有無		
海技士の資格	船長			
	機関長			
	航海士、機関士			
	甲板部員、機関部員			
職種の種別		雇用船員数 (人)		
		配乗船員	予備船員	計
甲板部	職員			
	部員			
	計			
機関部	職員			
	部員			
	計			
その他	職員			
	部員			
	計			
合計	職員			
	部員			
	計			
備考				

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 この計画は、船舶ごとに作成すること。
- 3 警報装置の有無の欄には、当該船舶が、警報により直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。
- 4 自動操舵装置の有無の欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。
- 5 家族船員については、括弧書きにて内数を記載すること。
- 6 建造申請船舶については、申請時における計画を記載すること。
- 7 備考欄には、配乗計画における不足船員の補充計画等を記載すること。

第5号様式 (第3条、第18条、第24条関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

整理番号

使 用 船 舶 の 明 細	
申請者の氏名等	
船舶番号	
名 称	
船 種	
総 ト ン 数	
長 さ	
重 量 ト ン 数	
船 質	
進 水 年 月	
主 機 の 種 類	
連 続 最 大 出 力	
航 行 区 域	
就 航 状 況	
主 要 貨 物	
航 海 速 力	
乗 組 員 数	
他の事業への使用	
船舶所有者の氏名等	
運 航 形 態	
管 理 形 態	
申請者に船舶の貸渡しをした者 (船舶所有者以外)の氏名等	
申請者に船舶管理を委託等した者 (船舶所有者以外)の氏名等	
貸 渡 先	
貸 渡 期 間	
貸 渡 料	

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 使用船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。
- 3 船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。
- 4 就航状況の欄には、定期、不定期、専航、自家用の別を記載すること。
- 5 他の事業への使用の欄には、事業名及び他の事業に使用する年間予定日数を記載すること。
- 6 運航形態の欄には、自己所有、裸備船、定期備船、運航委託、船舶管理の別を記載すること。
- 7 管理形態の欄には、委託型、備船型の別を記載すること。
- 8 貸渡先とは、運航形態が船舶管理であつて、管理形態が備船型である場合における、管理をする船舶の貸渡先を含む。

主要取引先の氏名（名称）住所等一覧表	
申請者の氏名又は名称：	
氏名又は名称	
住所	
取引の形態	
主な輸送品目	
主な輸送航路	
前年度輸送実績	
年間輸送見込 （千トン）	
資本交流の状況	
備考	

- (注) 1 主要取引先とは、内航運送をする事業を行う申請の場合には荷主、貨物利用運送事業者及び船舶の借入先を、船舶の貸渡しをする事業のみを行う申請の場合には貸渡先の内航運送をする事業者をいう。
- 2 「取引の形態」欄には、申請者からみた取引内容を、例えば出（受）荷主、定期用船貸（借）、裸用船貸（借）、運航委（受）託のように記載する。
- 3 船舶の貸渡しをする事業のみを行う申請の場合にあっては、「主な輸送品目」、「主な輸送航路」、「前年度輸送実績」及び「年間輸送見込」の各欄には記載する必要がない。
- 4 「資本交流」の欄には、申請者の資本金総額に対し〇%の出資をしている、又は△%の出資を受けている旨を記載すること。
- 5 1枚の用紙に記入しきれない場合は、別の同種の用紙に記入すること。

兼業の種類及び概要			
氏名又は名称			
兼業名			
従業員数	職員		
	その他		
営業開始年月日			
直近の年間事業収入			
直近の年間事業支出			
主要施設の概要			
資産の概要			
負債の概要			
事業内容の概要			
備考			

(注) 兼業のない場合は備考欄にその旨を記載すること。

添付様式 6 号

省令第 6 号様式（第 3 条、第 24 条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。）

整理番号 \_\_\_\_\_

内航貨物定期航路事業の明細			
申請者の氏名等			
航路の名称			
運航開始（変更）予定年月日		年 月 日	運航回数
航路	航路の起点		
	寄港地		
	航路の終点		
	相互間の距離		
船名（予備船を含む。）			
起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地	起 点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	寄港地	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	終 点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 この明細は、航路ごとに作成すること。

株式の引受計画書 (株式会社の発起設立の場合) 年 月 日現在 氏名又は名称 (イ)			
種 別	内 容	摘 要	
払込資本金の類			
設立時の発行株の種類			
設立時の総株数			
一株の発行価格			
無額面株で資本組入れをしない株			
払込時期			
(ロ)			
発起人の氏名	住 所	株の種類	引受株数

(注) 発起人の株式引受証の写を添付すること。

出資の引受計画書  年 月 日現在  氏名又は名称		
(イ) 出資		
種 別	内 容	摘 要
資 本 総 額		
出 資 口 数		
一 口 の 金 額		
出 資 の 時 期		
(ロ) 出資者		
出資者の氏名	住 所	出 資 口 数
合 計		名

(注) 出資者の出資誓約書を添付すること。

財産の寄附状況・見込み	
年 月 日現在	
氏名又は名称	
(1)	
寄附者の氏名	
寄附者の住所	
寄附者と受贈者との関係	
財産の種類	
財産の内容	
寄附日・寄附見込み日	年 月 日
(2)	
寄附者の氏名	
寄附者の住所	
寄附者と受贈者との関係	
財産の種類	
財産の内容	
寄附日・寄附見込み日	年 月 日
(3)	
寄附者の氏名	
寄附者の住所	
寄附者と受贈者との関係	
財産の種類	
財産の内容	
寄附日・寄附見込み日	年 月 日
合 計 名	

(注) 寄附者の寄附誓約書を添付すること。



添付様式 8 号

整理番号 \_\_\_\_\_

財 産 目 録 ( そ の 1 )

(1) 預金の明細

種 類	預 け 先	現 在 高(円)	備 考

(2) 有価証券の明細

種 類	額 面 金 額(円)	数 量	評 価 額(円)	所 在	備 考

(3) 土地の明細

用 途	所 在 地	平方メートル	取得価額 (円)	評 価 額(円)	備 考

(注) 用途欄には、宅地、田、畑、山林の別を記入。

(4) 建物の明細

用 途	所 在 地	平方メートル	取得価額 (円)	評 価 額(円)	備 考

(注) 用途欄には、事務所、店舗、居宅等の別を記入

財 産 目 録 ( そ の 2 )

(5) 船舶の明細

船名	船種	船質	船舶番号	総トン数 (重量トン数)	馬力数	進水年月	取得価格 (円)	取得年月	簿価 (円)

(6) その他の資産の明細

種 類	数 量	取得価格 (円)	評 価 額 (円)	備 考

(7) 負債の明細

借 入 先	当初借入金額 (円)	金利	償 還 期 限	残 高 (円)	備 考
			自 至		
			自 至		
			自 至		
			自 至		
			自 至		
			自 至		
			自 至		

(注) 借入金以外の負債 (未払金等) があるときは、借入金の場合に準じて記載すること。

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏名

(別紙様式 1)

年 月 日

### 船員育成予定船舶確認書

住 所

氏 名

殿

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

〇〇運輸局長

年 月 日付で内航海運業法第 7 条第 1 項の規定により変更登録を行った以下の船舶（通知番号〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）について、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数 500 トン以上 510 トン未満となることを確認している。

なお、船舶安全法に基づく船舶の検査申請に際し、船舶の建造・改造が完了するまでの間は本確認書の写しを添付し、完了後は別途通知される船員育成船舶確認書（別紙様式 3）の写しを添付すること。

船 舶 要 目	船 名 <small>(未定の場合は建造造船所名及び製造番号(シップナンバー))</small>	
	総 ト ン 数 <small>(計画上の総トン数)</small>	
	船 種	
	確保・育成しようとする船員数	
	船員の確保・育成のため安全最小定員を超える人数分の船室数	
	最 大 搭 載 人 員	
	船 員 室 合 計 数	

備考

上記の船舶について、船舶検査が終了し、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条の乗組み基準の特例を受けた際は、遅滞なく申請書（別紙様式 2）に本確認書の原本、船舶検査証書の写し及び乗組み基準特例許可書の写しを添付し、船員育成船舶確認書の発行申請を行うこと。

(別紙様式2)

年 月 日

〇〇運輸局長殿

「船員育成船舶確認書」の発行申請について

年 月 日付で内航海運業法第7条第1項の規定により変更登録を行った以下の船舶（通知番号 ( 年 月 日付) ) について、「船員育成船舶確認書」の発行を受けたく、添付文書を付して申請します。

船 名	
総 ト ン 数	
船 種	
確保・育成しようとする船員数	
船員の確保・育成のため安全最小定員を超える人数分の船室数	
最大搭載人員	
船員室合計数	

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

添付文書

1. 船員育成予定船舶確認書（原本）
2. 船舶検査証書（写し）
3. 船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条特例許可証（写し）

(別紙様式3)

年 月 日

船員育成船舶確認書

住 所

氏 名

殿

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

〇〇運輸局長

年 月 日付で内航海運業法第7条第1項の規定により変更登録を行った以下の船舶（通知番号〇〇（〇〇年〇〇月〇〇日付け）について、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となったことを確認している。なお、航行中の操船や停泊への影響の点では、実質的に総トン数500トン未満と同等である。

また、内航海運業法第21条の規定に基づいて表示される以下の船舶の「船舶に関する表示」について、文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。

なお、本確認書の写しは船舶に常時備え付け、管海官庁等からの求めに応じ提示すること。また、船舶安全法に基づく船舶の検査申請に際しては、本確認書の写しを添付すること。

船 舶 要 目	船 名	
	総 ト ン 数	
	船 種	
	確保・育成しようとする船員数	
	船員の確保・育成のため安全最小定員を超える人数分の船室数	
	最大搭載人員	
	船員室合計数	

第1号様式（第3条関係）（様式の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

## 営 業 概 況 報 告 書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

住 所  
事業者名  
代表者名

### 経営形態及び資本金

経営形態 （該当事項に○を記入すること。）	<input type="checkbox"/>	株式会社	<input type="checkbox"/>	組 合	資本金	資 本 金 の 額	0 千円
	<input type="checkbox"/>	合名会社	<input type="checkbox"/>	個 人		当 期 中 の 増 減 額	0 千円
	<input type="checkbox"/>	合資会社	<input type="checkbox"/>	そ の 他	株 式	発 行 す る 株 式 の 総 数	0 株
	<input type="checkbox"/>	合同会社				発 行 済 株 式 の 総 数	0 株

### 事業形態

事業形態 （該当する事業に○を記入すること。）	<input type="checkbox"/>	内航運送をする事業
	<input type="checkbox"/>	内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期備船を含む。）をする事業
	<input type="checkbox"/>	内航運送の用に供される船舶の管理をする事業

### 経営している事業

事業の名称		従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
内航海運業	船員	0	
	陸員	0	
その他の事業		0	
計		0	100%

### 備考

- 「事業形態」には、該当する事業が複数ある場合は、該当する事業の全てに○を記入すること。
- 「従業員数」の「船員」の欄には、内航運送の用に供される船舶の船員数を記載すること。
- 「従業員数」の「陸員」の欄には、内航運送業の陸上業務に従事する従業員数を記載すること。
- 「従業員数」の「その他の事業」の欄には、内航運送業以外の業務に従事する従業員数を記載すること。

内 航 海 運 業 損 益 明 細 表  
 （ 年 月 から 年 月 まで）

住 所 0  
 事業者名 0  
 代表者名 0

(単位:千円)

科 目		金 額		
営業 損 益	営業 収 益	運賃(運送契約に係る運賃)	0	
		内航海運業 運賃(運送委託契約に係る運賃)	0	
		貸 船 料	0	
		運 航 受 託 手 数 料	0	
		船 舶 管 理 業 収		
		その他の内航海運業収益	0	
	計	0		
	その他の海運業収益	0		
	その他の事業収益	0		
	営業収益合計	0		
	営業 費 用	内航海運業 運 航 費	貨 物 費	0
			燃 料 費	0
			港 費	0
			その他の運航費	0
		計	0	
		船 費	船 員 費	0
			船舶減価償却費	0
			その他の船費	0
計		0		
借 船 料		0		
運 航 委 託 手 数 料		0		
船 舶 管 理 業 費 用		0		
その他の内航海運業費用	0			
計	0			
その他の海運業費用	0			
その他の事業費用	0			
一 般 管 理 費	0			
営業費用合計	0			
営業 損 益		0		
営業 外 益 業 利	営業 外 収 益	0		
	営業 外 費 用	0		
経 常 損 益		0		
特別 損 益	特別 別 益	船 舶 売 却 益	0	
		その他の特別利益	0	
	計	0		
	特別 損 失	船 舶 売 却 損	0	
その他の特別損失		0		
計	0			
税引前当期純利益(税引前当期純損失)		0		

第2号様式（第3条関係）（様式の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

法 人 税 等	0
法 人 税 等 調 整 額	0
当 期 純 利 益（ 当 期 純 損 失 ）	0
前 期 繰 越 利 益 金（ 前 期 繰 越 損 失 金 ）	0
損 益 合 計	0
剰 余 金 処 分	0
欠 損 金 処 理	0
当 期 未 処 分 利 益（ 当 期 未 処 理 損 失 ）	0

当期船舶の減価償却不足がある場合の当該不足額

(単位:千円)

償 却 不 足 額	0
-----------	---



第3号様式（第3条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。）

固定資産明細表  
（令和 年 月末）

住 所  
事業者名  
代表者名

---

（単位：千円）

資産の種類		金額
固定資産	固定資産	0
	（うち船舶）	0

貸借対照表  
（令和 年 月末）

住 所  
事業者名  
代表者名 \_\_\_\_\_

資産の部							
流動 資産計	固定資産				固定資産 合計	繰延資産	資産合計
	有形固定資産		有形 固定資産 計	その他			
	船舶	その他					
0	0	0	0	0	0	0	0

負債の部			資本					負債及び 資本合計
流動負債	固定負債	合計	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

確認  
0